

令和7年度第1回
東京都ギャンブル等依存症
対策推進委員会

令和8年2月12日（木）

東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

午前10時00分 開会

○事務局 お待たせいたしました。定刻になりましたので、これから令和7年度第1回東京都ギャンブル等依存症対策推進委員会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙の中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、東京都福祉局精神保健医療課長でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、オンラインと対面での併用での開催とさせていただきます。

本会議は公開となっておりますので、議事の内容につきまして、記録作成後、公表される予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましてはオンラインでご参加の皆様には事前に配付させていただいております。資料は、次第のほか、資料1から4まで、参考資料は1から4まででございます。ご確認いただきまして、不足等がございましたら事務局までお知らせください。メールでご連絡いただければ対応させていただきます。

続きまして、議事進行に当たりまして、幾つか注意事項をご説明いたします。会場参加の委員の皆様に対してでございますけれども、本日はペーパーレスの観点から、紙資料の配付を省略しております。お手元にお配りしたタブレット端末にデータをダウンロードしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

また、オンライン参加の委員の皆様に対してでございますけれども、本日は、オンラインとの併用開催となりますので、ご自身の発言時以外は、マイクは常にオフの状態としてください。マイクをオンの状態のままにしますと、ご自身の周辺の音がこちらの会場にそのまま聞こえてしまう可能性がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、本委員会ですけれども、昨年からの継続となりますけれども、委員改選手続をさせていただいてから、今回、初めての開催となります。委員の紹介をさせていただければと思います。

まず、資料1の委員名簿に基づきまして、順番にお名前をお呼びいたしますので、一言、ご挨拶をいただければ幸いです。

それでは資料1を投影、お願いします。

上からご紹介させていただきます。一般社団法人東京精神神経科診療所協会、伊波委員につきましては、本日、欠席のご連絡をいただいております。

次に、多摩総合精神保健福祉センター所長でいらっしゃいます、井上委員でございます。

○井上委員 多摩市でございます、多摩総合精神保健福祉センター所長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 次に、社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長でいらっしゃいます、

小川委員でございます。

- 小川（江）委員 東京都社会福祉協議会の小川でございます。4月に人事異動がございまして、委員が交代となっております。今回、初めて参加させていただきますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、特定非営利活動法人全国ギャンブル依存症家族の会、小川委員でございます。
- 小川（美）委員 全国ギャンブル依存症家族の会、小川と申します。今日は、初めての参加になりますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、東京司法書士会企画部次長でいらっしゃいます、奥西委員でございます。
- 奥西委員 東京司法書士会の理事をしております、奥西と申します。私も今回、初めての参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、東京都遊技業協同組合副理事長でいらっしゃいます、小島委員でございます。
- 小島委員 おはようございます。今、ご紹介いただいた小島豊です。私、東京都内のパチンコホールでつくっております組合の、東京都遊技業協同組合の副理事長を務めております。よろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、学校法人昭和医科大学医学部精神医学講座教授、学校法人昭和医科大学烏山病院長でいらっしゃいます、真田委員でございます。
- 真田委員 ご紹介いただきました真田でございます。今年もよろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、島しょ保健所長でいらっしゃいます田口委員につきましては、本日、欠席の連絡をいただいております。
続きまして、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会代表理事でいらっしゃいます、田中委員でございます。
- 田中委員 ギャンブル依存症問題を考える会の田中です。前回から引き続き、委員をやらせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、板橋区保健所長でいらっしゃいます、長嶺委員でございます。
続きまして、日本司法支援センター東京地方事務所副所長でいらっしゃいます、中村委員につきましては、本日、欠席のご連絡をいただいております。
続きまして、東京保護観察所統括保護観察官でいらっしゃいます、西嶋委員につきましては、本日、欠席の連絡をいただいております。
続きまして、一般社団法人東京精神科病院協会会長でいらっしゃいます、平川委員につきましては、本日、欠席のご連絡をいただいております。
続きまして、公益社団法人東京都医師会副会長でいらっしゃいます、平川委員でございます。

- 平川（博）委員 おはようございます。東京都医師会、平川でございます。よろしくお

願いいたします。

○事務局 続きまして、東京都六市競艇事業組合事業部調整担当課長でいらっしゃいます、福永委員でございます。

○福永委員 東京都六市競艇事業組合の課長であります、福永と申します。今回が初の参加になります。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、立川市公営競技事業部事業課長でいらっしゃいます、福家委員でございます。

○福家委員 はい、立川市の福家でございます。立川競輪場の施行者をしております。昨年度に引き続き、よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、特別区競馬組合競馬事務局総務課長でいらっしゃいます、山下委員でございます。

○山下委員 特別区競馬組合総務課長の山下でございます。私も初めての参加となります。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 以上がご参加いただく委員となります。

なお、投影しております資料の名簿の下段に、幹事として東京都職員も参加しております。こちらは、名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の議事ですけれども、お手元の次第に従いまして、おおむね12時までを予定しております。

本日ですけれども、委員改選後の初回となりますので、本会議の委員長の選任を行います。本会議の委員長は、参考資料1の東京都ギャンブル等依存症対策推進委員会設置要綱第5条第1項の規定に基づきまして、委員の互選により選任するものとなっているところでございます。どなたか立候補かご推薦はございますでしょうか。

それでは、平川委員、願いいたします。

○平川（博）委員 平川でございます。

本委員会では、東京都ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組の進捗管理等を行うこととなりますが、そのためには、やっぱりギャンブル等依存症の現状や取組などを把握していることが必要です。昭和医科大学烏山病院は、東京都ギャンブル等依存症対策の治療拠点機関になっています。その結果、ギャンブル等依存症の現状や治療、都や関係団体の取組も十分に把握されていると思いますので、そこで、昭和医科大学烏山病院の真田建史委員が、本委員会の委員長に適任だと考えますので、真田委員を私のほうから委員長に推薦いたします。

○事務局 平川委員からご発言をいただきました。

真田委員、委員長にご就任いただけますでしょうか。

○真田委員 はい、昨年度、1年間やらせていただきましたけど、もしよろしければ今年もやらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 どうぞよろしくお願いいたします。それでは、真田委員に委員長をお願いいたします。

続きまして、設置要綱第6条第1項の規定に基づきまして、委員長の指名により副委員長を置くこととなっておりますので、真田委員長からご指名をいただきたいと思っております。

○真田委員長 ありがとうございます。

副委員長は、昨年度もお願いいたしましたけども、多摩総合精神保健福祉センター所長の井上委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局 ただいま、真田委員長から、井上委員を副委員長にとのご指名がございました。井上委員、お受けいただけますでしょうか。

○井上委員 力が十分発揮できるかどうか甚だ心もとないところがございますが、せっかくご指名いただきましたので、役割を全うさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、井上委員に副委員長をお願いいたします。

それでは、議事のほうに引き続き入らせていただければと思います。以後の進行は、真田委員長をお願いいたします。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長を指名いただきました真田でございます、よろしくお願いいたします。

それでは、時間もあれですので、早速議事に入りたいというふうに思います。

議題（1）です。議題（1）は、関係機関の取組状況等についてになります。まず初めに、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。それでは、資料（2）のほうをご覧ください。

東京都におけるギャンブル依存症対策のうち、主に福祉局で実施しております主な取組についてご説明いたします。

まず、今、投影しております1ページ目ですね。こちらは、昨年3月に改定をいたしました、「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画」の概要をお示ししております。

本計画では、主な依存症対策の取組として、予防教育・普及啓発、相談・治療・回復支援、依存症対策の基盤整備、関係事業者の取組、多重債務問題への取組の五つの観点から、様々な取組を記載しております。

次のページをご覧ください。

こちらが、依存症専門医療機関・治療拠点機関の選定状況でございます。

現在、専門医療機関は2か所、選定をしております。そのうち、昭和医科大学烏山病院を治療拠点機関として選定しております。

次のページをご覧ください。

こちらでは、依存症相談拠点の取組についてご説明いたします。

東京都では、平成31年より、都立（総合）精神保健福祉センターを東京都における「依存症相談拠点」に設定しております。

取組の内容としては、主に五つございまして、まず、依存症専門相談支援事業につきましては、専門相談員による本人・家族等を対象とした相談を行っております。直近の3年間の相談件数を資料に記載しておりますが、令和6年度で相談件数が増えているという状況です。

その次に記載しております、依存症支援者研修事業といたしまして、こちらは、依存症の相談支援に携わっている職員などを対象とした研修を実施しております。今年度につきましては、ギャンブル等依存症に関する研修を2回実施しております。

次のページをご覧ください。

普及啓発・情報提供事業としましては、リーフレットの配布等による情報発信を以前より行っております。そのほか、毎年「依存症対策普及啓発フォーラム」という都民向けのイベントを、年1回、開催しております。今年度は、昨年10月に開催をいたしまして、480名の方に参加いただいております。

次の、依存症の治療・回復支援、依存症者の家族支援事業としましては、本人向けの回復支援プログラムや家族講座を実施しております。

その下に書いております連携会議運営事業につきましては、都内3か所の精神保健福祉センターそれぞれで、毎年1回、依存症を支援する関係機関による会議を開催しております。今年度の開催状況は、資料に簡単に記載しております。

次のページをご覧ください。

こちらは依存症治療拠点機関・専門医療機関の取組について記載しております。

医療従事者向け研修は、治療拠点機関である烏山病院で毎年1回実施しております。今年度は、昨年12月に2日間にわたり研修を開催しております。30名の方に参加いただいております。

医療機関向け連携会議は、治療拠点である烏山病院に加えまして、今年度から、専門医療機関であるよしの病院でも実施しております。烏山病院では主に23区を対象として、よしの病院では多摩地域を対象というように、地域を分けて実施しております。

次のページをご覧ください。

受診後の患者支援事業につきましても、烏山病院、よしの病院の2か所で今年度は行っております。実際取組の内容については、資料のほうにあまり詳しくは書いていないんですけれども、院内で行われるミーティングに、自助グループ等の支援団体のスタッフが参加してもらったりですとか、あとは、入院患者、外来患者に対して、民間の支援団体に関する情報提供を行ったり、そういう団体に見学に行く際に、病院のスタッフが付き添ったりするなど、そういった形で民間の支援団体と連携した取組を、各病院で行っているところでございます。

次のページをご覧ください。

こちらは、今年度から新たに都のほうで始めた取組について記載しております。

5月のギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて、特別相談会、普及啓発を実施いたしました。

まず、特別相談会につきましては、新宿、浜松町、八王子の3か所で、7日間にわたり開催しております。相談員は精神保健福祉センターのほか、東京グレイス・ロード、依存症地域活動支援センターK-GAP、そして、本委員会の委員でもあります、ギャンブル依存症問題を考える会、全国ギャンブル依存症家族の会にもご協力をいただき、相談に対応いたしました。

続いて、普及啓発につきましては、インターネット上のターゲティング広告、また、動画を活用した広告のほうを行っております。この動画につきましては、現在、YouTubeと東京動画にも掲載してご覧いただけるようになっております。

次のページをご覧ください。

こちら、今年度から開始した取組で、「こころのLINE相談」がございます。東京都では、若年層をはじめとした、依存症や思春期など、様々なこころの悩みを抱える方がより一層相談しやすい環境を整えるため、令和7年4月より、LINEを活用した精神保健福祉相談を始めております。概要につきましては、資料に記載のとおりです。

また、資料の下のところに記載しております、依存症ポータルサイトがございます、現在、サイトの構築を進めておまして、3月末までに公開する予定でございます。

公開するタイミングでまたお知らせをさせていただければと思います。こちらには、依存症に関する基本的な情報ですとか、そのほか、都内の相談窓口、専門医療機関の情報、また、民間支援団体の情報などを掲載する予定でございます。

資料2の説明については以上です。

続きまして、資料3のほうをご覧ください。

こちらの資料3では、ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、関係事業の取組の状況の進行管理、情報共有を目的として、毎年作成しているものでございます。

表の左のところで項目を記載しておりますが、こちらは現在の計画の区分に従いまして、予防教育・普及啓発、相談・治療・回復支援、依存症対策の基盤整備、関係事業者の取組、多重債務問題等への取組の五つに分けた上で、各事業の令和5年度及び令和7年度、7年度につきましては12月末時点の実績となりますが、実績を整理したものでございます。

時間の都合で全てご紹介することが難しいため、本日はこの中の関係事業者の取組と、違法に行われるギャンブルの取締りにつきまして、各事業者の委員の皆様と、また警視庁様のご説明をいただくことになっております。

そうしましたら、資料の順番に従いまして、各委員のほうにご説明をお願いできればと思います。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、まずはギャンブル依存症家族の会の小川委員から、ご説明をお願いいたします。

○小川（美）委員　ギャンブル依存症家族の会の小川と申します。

よろしくをお願いいたします。

私ども、全国にあるギャンブル依存症家族のグループです。家族の会の役割としては、ギャンブル依存症問題を抱える家族に対して相談に乗ったり、必要な支援を継続的に行っております。

それから2番目です。医療・行政・弁護士などにギャンブル依存症の理解を促していく、連携を強化していこうとしている団体です。

それから、法律の運用がギャンブル依存症者とその家族に対してそぐわない場合に、要望や提言を行っております。

それから、あと一番大事なのは啓発活動もさせていただいております。

ではこちらが、昨年、相談支援の件数も全て入れてあります。2022年から見ますと、もう飛躍的に伸びているんですけども、やはりインターネットの普及によって、オンラインのギャンブルがとて増えています。特に公営競技のほうもとて増えています、そこが問題かなというのは感じております。

現在は、2025年に関しては、1月から12月の間で、255名の参加がございました。

次のページにさせていただきまして、相談と支援について、家族会はどこから紹介されましたかという質問をさせていただいたところ、やはり一番多いのは、インターネットによるものでした。ホームページやYouTube、Xなど、こちらからご自身で見つけてこられて、つながってこられたという方が724名という、かなりの多い人数がございました。

こちら、複数回答がありますので、その次に多いのが、家族・親族及び友人・知人からの紹介ということで、周りからの紹介によってつながってこられているということですね。

それから、病院・クリニックからの紹介というものもとても多いんですが、こちら、やっぱり一番多いのは、鳥山病院さんのご協力がとてもあってのこととっておりますので、いつも感謝しております。ありがとうございます。

それからこちらのほうでは、精神保健福祉センターさんからの紹介というのも多いんですけども、以前はほとんどなかったんですが、こちらが、2年前よりも紹介がとて増えてきているということが感じられましたので、さらに連携を強化させていただきたいと思っております。

では、次のページに行かせていただきます。

連携促進についてということなんですけれども、私たちは、家族と家族会のほうがピアサポート、寄り添っての支援を行っております。ですので、本人、当事者のギャンブル

ルの問題だけではなくて、やっぱりギャンブルの問題がありますと、どうしても家族がとても疲弊してきますので、家族のほうの支援を特に力を入れて行っております。そちらには、やはりギャンブル依存症問題を考える会の力もとても大事になってきますので、こちらのほうと一緒に共同で、家族を支えていくということをしております。

どうしてもギャンブル依存症というと、最近は刑事事件に発展することもありましたり、やっぱりお金の多重債務のことで、弁護士さんや司法書士さんのほうの連携も必要になってきたりします。でも、やはり一番大きいのは、行政さんとの連携になってくると思います。

やはりお金がないので、生活保護を受給することになっていたりとか、やはり児童手当や子育ての支援のお金なんかが、全てギャンブラーのほうに行ってしまうたりするものがありまして、妻や子供がとても困窮しているというものがありますので、行政さんとのやり取りも密にさせていただいております。

こちらからお願いしたいのはやはり警察の方です。こちらへの協力というのをとてもお願いしたいと思っております。どうしてもギャンブル依存症で自殺企図ですね、やっぱり死にたいというふうに衝動に駆られてしまったりする場合があったり、失踪してしまったり、家族に暴力を振るうというものがありますので、警察の方にやっぱり速やかに連携していただいて、家族を守る行動、本人を守る行動していただけたら助かるなというふうに思っております。

引き続き、クリニックや病院さんとも連携をさせていただきたいと考えております。

次です。次のページに行きますと、連携促進についての事例を、まず一つさせていただきます。

こちらは、数年前の事例なんですけれども、当事者としては、当時、大学生の息子さん、一番初めにギャンブル依存症に気がついたのはお母様で、19歳のときにギャンブルに問題があるんじゃないかなと気づいたそうです。ただ、初めに精神保健福祉センターさんで相談したところ、息子さんはギャンブル依存症ではないと思うと。お金のことを、浦和のまはろ相談室で相談してみてくださいというふうに言われたそうです。

そちらで相談に通ったんですけど、そこでは、お母様は発達の問題なんじゃないかというふうに、こちらの相談員さんから言われたそうです。ギャンブル依存症についての知識が少し足りなかったのかなというふうに思われて、お母様は通わなくなったそうです。そこからご自身で探されて、久里浜医療センターのほうにかかれたと。そこで、ギャンブル依存症の自助グループを勧められて、お母様が当会につながってまいりました。

こちらから、やはり本人が友人への借金で首が回らなくなって連絡をしてくるという状態になって、助けていくためにということで、回復支援施設のほうにこちらからの連携で入寮させてもらったと。

ただ、本人がやはりギャンブル依存症に対する知識がなかったために、9か月で飛び

出してしまっていてなくなってしまった。その後は、音信不通の状態が続いていたんですけど、お母様はギャンブル依存症の問題のことを一生懸命勉強しておられました。こちらともつながっておられて、やはり2年後に「やっぱり自殺したいと思う、死にたい」というふうに本人が言ってきたそのときに、家族会のメンバーや考える会の支援があって、そこからもう一度、山梨県の回復施設に入寮することができました。このときは、本人が底をついた状態だったために、心を入れ替えてというか、やはり自分が回復していかなければとご自身が気づいたようで、そこから退寮するまで、卒業するまでつながり続けることができた。

それで、そのまま山梨県で働いて生計を立てているそうです。今年のお正月には、お母様にあけましておめでとうという挨拶を送れるほどに回復されていると、お母様は喜んでいらっしゃいました。

やっぱり回復の遅れから、当事者が大学を卒業することができなかったという現実があります。ギャンブル依存症を大学生の間に発症してしまって、大学を卒業できないという方がとても多いので、この辺りが行政機関との連携が回復の鍵かなと思っておりますので、ぜひ、私たちのほうに支援をつなげていただきたいと思います。

では、もう一例なんですが、もう一例は、やっぱり子供さんたちが困ったという事例になります。

当事者は夫で、結婚してから一度も生活費を支払わないような家庭でした。子供さん、小さなお子さんが2人いらっしゃいます。夫は、ギャンブルの問題以外にも薬物の問題がありまして、とても危険だというふうにこちらは認識しておりましたが、奥様が、DV、モラハラとかの影響によって、特に危険を、危険だけれども自分は大丈夫とっていてそのまま生活をされていた。

ただ、妻と子供が逃げられないように部屋に閉じ込められたり、包丁を持って「みんな死ぬか」と脅して、子供の前で包丁をまな板に突き刺すなどの危険な行為があったので、別居しました。

そこから家族会のメンバーが支援して行って、夫に知られないように、気づかれないように、高知県から東京都に昨年、引っ越してまいりました。このときにも、本人や子供たちに危害が及ばないよということ、家族会のメンバーが総出で手伝いをしました。

こちら、東京都に引っ越してこられてからも、DV支援措置の対応を求めるために、家族会のメンバー、私なんですけれども、一緒に同行して警察署に行きました。しかし、身体的な暴力がなかったということで、支援措置を受けられなかった。初め、「110番登録もできない」と突き放されました。そのときに私は、「幼い子供2人を抱えて、もしものときはどう責任を取ってくれるんですか」と食い下がりました。そこでしばらく、1時間ぐらい話をさせていただいて、帰宅後に警察のほうから、「110番登録と支援措置をします」という連絡をいただきました。よかったなと思っております。ご本

人だけではとてもそれはできなかつたと思っております。

現在は、夫と離婚について、家族会メンバーと考える会のメンバーと相談しながら対応させていただいております。

家族支援というのは、当事者対応を学ぶためだけではないので、環境調整や行政、支援者、役所などへの交渉こそ、とても大変だと感じております。家族だけでは対応できませんので、経験豊富な心強い仲間が必要だと感じております。

では、次のページに行かせていただきます。

行政の要望や提言についてなんですけれども、先ほども資料として出していただきましたが、今年のギャンブル等依存症問題啓発週間に、福祉局さんとの連携で、毎日、相談会に呼んでいただきまして、私もそちらにありまして、相談を受けさせていただきました。

この間に、やはり相談された方もいまして、つながってこられた方もいました。ただ、1週間だけの開催、年の中で1週間だけではとても対応し切れないと思っております。ですので、この相談会の開催を決まった期間だけではなくて、切れ間なく開催していただきたいと思っております。開催においてはどうしても資金がかかります。私たち、ギャンブル依存症の家族ですので、とてもお金がありませんので、ぜひ東京都さんの主催で相談会の開催をしていただけたらなというふうに感じております。

そして最後のところですね。4の啓発活動についてなんですけど、先ほども少し触れましたが、スマートフォンの普及によって、ギャンブル依存症の若年化が大変問題になっております。最近では、小学生のうちからオンラインカジノに手を出してしまったなんていうニュースも出ております。

こちらのやはりギャンブル依存症という病気の正しい知識がないために、誰にも相談ができない。そして摘発されてやっとなづい、家族も分からないということが多くなっておりますので、こちらをまず、ギャンブル依存症というものがあるのかというの分かるように作ったこちら冊子なんですけれども、こちらのようなものをぜひ、いろいろなところで使っていただいて、予防教育を実施していただきたい、徹底していただきたいと私は考えております。子供たちを守るために、ぜひ都が主催でよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、こちらで発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○真田委員長 小川委員、ありがとうございました。

それでは続きまして、ギャンブル依存症問題を考える会の代表理事、田中委員からご説明をお願いいたします。

○田中委員 ありがとうございます。

今回は、私たちの活動と同時に、少しイギリスで新しく始まった制度がありまして、それを発表してほしいという都のほうからもご要望がありましたので、そちらのことを

メインにお伝えさせていただきたいなというふうに思っております。

次のページをお願いします。

当会の相談支援体制ということで、この会でも何回も申し上げておりますけれども、自助グループとか、私たちがZ o o mで独自に開いているミーティングとか、病院は烏山病院さんと非常にながちりと連携を組ませていただいております。回復施設とも連携をして、必要があれば回復施設にもつないでいます。

本当に最近、すごく私たちが問題になってきているのは、結局ギャンブル依存症のために、回復できなかったご主人たちがいるわけです。その回復できなかったご主人たちですと離婚をしても結局、養育費も何ももらえないという状況になって、ギャンブラーの元妻たちが一生懸命働いて、シングルで子育てをしているんですけども、それも子供が低学年の間に不登校になってしまうと、今度、お母さんがまた働けなくなってしまって、一気に貧困に陥ることがすごく続いておりまして、この問題に対して、私たち今、独自でお金を集めて、不登校の子供たちを預かれるフリースクールのようなものがないかというふうに思って、今、準備中なんです。

ただ、本当に我々、何の資金源もない中、もう次から次へといろんな支援をしなくてはならないというような状況に陥ってしまっていて大変に苦境です。ということで、今、本当にいろいろなことで困っております。

またあと、家族会のほうからも発表がありましたけれども、私たち、東京都はありがたいことに、本当に烏山病院さんとがっちり連携が組めているので、病院との連携で困るということはもうほとんどないんです。でも、困っているのは警察との連携なんです。一回、本当に警察と一緒に研修をさせていただきたいなというのが私たちの願いです。

先日、先々月ぐらいも、金を返さないギャンブラーが、麻雀店で人質みたいなものになってしまって殴られたんだと思うんですけど、顔が腫れ上がって、その写真が送ってきて、監禁されているんですね。それで警察に行ってもらったりというようなことがあったんですけど、それでも警察は「民事でやっていることなので、我々は手出しできません」みたいになってしまって、もう本当に家族会のメンバーと一緒に、女性陣が、素人の女性たちが、もう怖い思いをしながらその麻雀店に乗り込むみたいな、そんな状況になっているんですね。

なので、本当に警察との連携というのが、今、若い子たちの闇バイトなどの問題もあって、私も1件、フィリピンにかけ子みたいなことをさせられていた子を、何とか助け出したりというようなことをやっていて、もう本当に民間団体の域を超えているような支援をやらざるを得ないような状況になってしまっているのです、ぜひこういう現実を警察の皆さんと話し合っていて、いろいろ私たちのことを助けていただきたいなというふうに、物すごく今、ギャンブル依存症問題というのは、犯罪との結びつきというのがもう一気に強くなってしまったので、その辺のところをご検討いただけたらなというふうに思っております。

ぜひ本当に強化していただきたいなというふうに思って、連携強化ということをお願いしたいなというふうに思っています。

すみません。ぜひ警察との連携強化をお願いしたいなと思っています。

次のスライドをお願いします。

これが、私たちがZ o o mでやっている自助グループです。普通G Aのような自助グループというのは、平日の夜とか土日しかやっていないんですね。となると、夜勤とか変則勤務の方々、という方々がミーティングに参加できなかったり、あとは入院中の皆さんがこのミーティングに参加できるように、Z o o mというのを開催ということ強化しております。

ぜひ病院の方々はこのZ o o mミーティングを認知していただいて、連携していただけたらなというふうに思って広報しております。

次のスライドをお願いいたします。

Y o u T u b eによる啓発。先ほど、東京都さんもY o u T u b eで動画をアップされているというふうになっておりますが、よくあるんですけど、厚労省とか各自治体もそうなんですけど、動画は作ったはいけれども、本当に誰も見ていないみたいな状況がほぼあると思うんですね。制作物ばかりができていて、全く広まっていないというのが現実だと思うんです。東京都さんの動画は、どのぐらい再生回数があるのかは把握していないんですけども、私たちも本当に10年ぐらいかかって、やっと登録者数4万人というようになっていたらくなので、こういった問題に興味がある人というのものなかなか興味を持っていただけないので、予算で次から次へと成果物を作るのではなく、それを広めるほうに力を入れていかななくてはいけないんじゃないかというふうに思っています。

次のスライドをお願いします。

ではここから、イギリスで制定された「法定ギャンブル課税制度」ということで発表させていただきます。これは、昨年度の9月からかな、実施された制度です。

まず、日本の依存症対策の限界ということで、私たちは、そのイギリスの今回の法律を目標に目指していきたいなというふうに思っているんですが、まず何度も申し上げておりますけれども、資金調達の仕組みと強制力の不足が課題だなというふうに思っています。

まず、専用財源が法制化されていないので、対策予算というのは年度ごとの一般財源に依存しているわけですね。なので、厚労省の一般財源とかから私たち、若干、民間団体に助成金ってもらえますけれども、それはもう本当に僅かです。しかも、事業資金しかないので、人件費とかランニングコストですね、そういったものには一切使えません。ですので私たちはみんな自腹でそれを集めて支払っているのが現実です。

事業者の収益、イギリスでこのたび決まった、事業者の収益から自動的に資金を確保する仕組みというのを、日本でもつくっていただきたいと思っています。そして、日本

の基本法と、この基本法に則してこの会議も開かれていると思うんですけども、まず、強制力がないわけです。パチンコや公営競技における対策は、基本計画に基づくものの、多くは事業者の「自主規制」に委ねられているわけです。明らかに行き過ぎがあった場合でも、法的な強制力が弱いわけです。特に、今、公営競技がオンラインでできるようになってから、本当に広告、宣伝、またクレジットカードから何から何まで借金でやらせるみたいな状況になって行き過ぎです。でも行き過ぎだけれどもそれを規制する能力がもう全くないというのが現実です。

さらに、モニタリングと評価体制の不足ということで、依存症の実態調査というのは3年ごとに実施されるんですけど、毎回毎回同じような調査をしているだけで、施策の効果をリアルタイムで測定したり、改善につなげる継続的なモニタリング体制が全然確立されていないんですね。ですから、同じような調査を毎回やって、ああ、ほとんど数字は変わりませんねというような状況で終わっているわけです。これでは予算を使っている意味がないというふうに思っております。

次のスライドをお願いします。

イギリスの法定ギャンブル課税制度の導入の背景として、これはやはりオンラインの、特にあちらではオンラインカジノが合法化されて、もう被害が物すごいことになったんです。そして、オンラインカジノが、ここでは詳しくは避けますけど、プロファイリングなどをしていて、完璧に人を依存症にはめていたということで、詳しくNHKスペシャルで報道されていますので、ぜひその過去動画を見ていただければというふうに思います。

以前の制度は日本とあまり変わらないんですよ。ちなみに、イギリスのギャンブルの規模感というのは、大体日本と同じぐらいじゃないかなというふうに発表されているデータを見ると推測されます。以前、2025年までは、対策費というのが業界からの任意の寄附に依存していたんですね。大体この業界からの任意の寄附に依存とありますが、その寄附の金額は日本ともう全く違います。大体100億あったんです。資金調達が不安定で予測困難だったんです。

透明性と説明責任の欠如。もし、私たちは日本財団さんなどがありますけれども、そういったギャンブル事業者から直接的な補助金などを受け取るわけにはいきません。利益相反の問題がありますから、きっちりやっている団体はそんなものを安易に受け取れないはずなんです。なので、イギリスでも全く同じことが問題になっていました。一部の大手事業者のみが負担する不公平感があったわけです。

それを新制度では、全ての認可事業者への法的義務づけになりました。そして、年間約1億ポンドの安定財源を確保。1億ポンドというのは200億円です。政府主導による戦略的な資金配分が行われて、透明性・公平性をもって分配するというふうになりました。そして、透明性の高いガバナンス体制が確立されていきました。

ギャンブル依存症問題というのを個人の問題ではなく、公衆衛生の問題として認識し、

事業の規模と性質に応じた比例的な課税によって、公平かつ持続可能な対策基盤を構築しました。大体ギャンブルによっていろいろ違うんですけども0.1%から1.1%の割合です。

次のスライドをお願いいたします。

その0.1%というのは、宝くじが一番少なくて、1.1%というのは、やはりオンラインのカジノ、ベッティング、スポーツベットなんかですね、これが一番税率が高くなっています。

次のスライドをお願いします。

さらに、イギリスのギャンブル税制の全体像として、このギャンブル依存症対策に充てる課税というのは0.1から1.1%の間で、ギャンブル依存症対策をやることになったんですけども、それ以外にも一般財源ですね、私たちでしたら公営競技25%をよくテラ銭で、20から25%をテラ銭で取られているというふうに言いますが、あれ、ほとんど事業者のほうに入っているし、15%ぐらい事業者の運営費みたいなものになっていて、大体10%が公共の福祉に資するというので入れられているんですけど、それがイギリスの場合は、オンラインカジノに関しては40%に引き上げられました。宝くじ並みということですね。さらには、ほかのギャンブルに対しても25%に引き上げられたって、これは日本と同じぐらいなんですけど、日本の場合は事業者のほうにもかなり入ってしまうのでそこが全然違うというふうなことになります。あと、ビンゴ税は廃止されました。

次のスライドをお願いします。

こうやって、0.1から1.1の間で、ギャンブル依存症対策費として吸い上げられた200億円の使い道なんですけれども、これもきっぱり配分が決まるようになりました。

まず、研究には20%。予防です、予防に関しては30%、そして治療です、治療ですとか民間団体に対して配分される資金というのが半分、50%というふうになりました。

次のスライドをお願いいたします。

日本は、事業者の原因者責任というのが、ほとんど問われていないというのが現実だというふうに思っています。それがもう自主的な努力というふうになっているので、このギャンブル依存症というのは、ギャンブルをやらなければならない病気なので、私としてはやはりその原因者責任ということで強化を願いたいなというふうに思っています。

東京都に、もしくは市区町村に入ってくるギャンブルの利益配分がありますよね。それの中から、ギャンブル依存症対策費をまず拠出するべきだというふうに思っています。公営競技に関しては、アルコールや薬物やほかの依存症と責任の度合いが違うというふうに思っていて、やはりそれは公共でやっているものなので、ギャンブル依存症対策費は、そういった税金のところからきちんと拠出されるべきだというふうに思っています。

あと、今我々事業者が、ギャンブル事業の被害者である立場である私たちが自腹で活動資金の大半を拠出しているようなこの現実を、まず東京都から変えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○真田委員長 田中委員、どうもありがとうございました。

それでは、ほかの事業者の取組もご紹介いただければと思います。

続きまして、特別区競馬組合競馬事務局の山下委員からお願いしたいと思います。

○山下委員 特別区競馬組合でございます。

資料のほうの14番から17番について、特別区競馬組合では取り組んでおります。新しいことと申しますか、特筆すべきことということでご説明を補足させていただきますと、15番に、20歳未満の者による馬券購入防止のために、競馬場の入場時には、警備員の目視に加えまして、AI顔認証システムによるチェックを行うようになりました。これまで、警備員が見て、年齢がちょっと低いお客様ではないかなというときにお声がけ等はしていたんですけれども、さらに精度を上げるために、AI顔認証システムというものも使いまして、正しいお客様への声かけ、年齢確認を行っております。強化しております。

18歳になったから入場できる、購入できると勘違いしている方も結構いらっしゃるため、警備員が説明して、そういった方には入場をお断りするということもございます。

また、16番に、公営競技カウンセリングセンターの相談件数を記載しておりますが、最新の数字を申し上げますと、1月末現在で395件となっております。こちらが7年度の実績、これまでの実績ということになります。

あとは、恐れ入ります14番の関連になりますけれども、こちらに記載はないんですが、令和8年1月に、地方競馬広告・宣伝方針の改定がございまして、新たにポイント付与サービスについての考え方が加わりました。過度なポイント付与やその仕組みが依存症を助長する可能性が考えられるということから、一定の制限を設けることとなりました。詳細については今後の検討となりますが、依存症の予防に配慮して取り組んでまいります。

特別区競馬組合の取組状況については以上です。

○真田委員長 山下委員ありがとうございました。

それでは続きまして、立川市公営競技事業部、福家委員のほうからお願いします。

○福家委員 立川市の福家でございます。

立川市、我々は競輪事業ということになります。こちらは、やはり依存症の周知、周知啓発というところは、引き続きホームページや、それから競輪場内のモニター、それから発売機があるところにステッカー、そういったもので引き続き周知啓発は行っております。

それから、19、20のところのインターネットのアクセス制限や入場制限なども、

引き続き行っております。インターネットのほうにつきましては、やはり本人からの申告に基づく購入制限とか、そういうアクセス制限というものの件数は多くなっております。競輪場とかの現場についてのアクセス制限というのは、ほとんどないような状況となっております。

新しい取組としましては、今、特別区さんのほうからもありましたけれども、公営競技全体で2月から、特にインターネットのほうの問題がありますので、ポイント付与とかのところはかなり厳しい制限をするということになりました。特に競輪事業のほうにつきましては、インターネットのところには、民間ポータルサイトが多く入っていますので、そこが今まで、例えばポイントをチャージすると何ポイント、それから幾ら以上買うと何ポイントで、通増制でどんどんポイントを付与して、それが車券購入につながるということになって、車券購入フックにポイントをたくさん付与するということで、ギャンブル依存症につながるというようなご意見もいただいていたので、そこを厳しくしまして、もうそういう車券購入につながるポイントや、それから現金等に換金できるようなものは、インターネットに限らず、また、競輪場のほうの現場においてでもそうですけれども、そういったところを制限する。それから、お友達紹介で何かポイントをあげるとか、そういうのはもう禁止というような形で、2月1日から一斉に行っております。

やはりある程度、これから状況を見なければ分からないんですけども、実施後は、売上げのほうも一時的に、今のところは少し影響が出ているというのは、売上げのほうもその影響なのか下がっているような、今までよりは売上げが、車券の売上げ、インターネットの売上げは少し下がっているような状況になっているところでございます。

あと、施行者とか関係者に定期的な研修会を実施して、このギャンブル依存症の理解を深めることを行っております。

競輪場からは、以上でございます。

○真田委員長 福家委員、ありがとうございます。

それでは続きまして、東京都六市競艇事業組合の福永委員、お願いいたします。

○福永委員 福永です。

では、ボートレース、モーターボート競走事業関係での取組について、ご報告申し上げます。

ボートレースにつきましても、基本的には地方団体主導の下に、ギャンブル等依存症予防回復支援センターを設置して、そちらが実際の大きなお客様等との窓口になるような形で、具体的にはサポートコールという365日、24時間、どなたでも無料でお電話を受け付けるサポートコールというのを事業として実施しております。

こちらが開設して今、7年目ぐらいになりますけれども、今年度でまだ1月末の数字は出ておりませんが、12月末の段階でもう約8,000件、4月から12月の8か月で8,000件ほど入っているというような状況でございます。

こちらについては毎年やはり増えてきている。これは、私ども、別にボートレースのお客様のご対応だけではなくて、他公営競技ですとかパチンコですとか、その他いろいろなお悩みの方の相談を受けて、その中で、実際にその後、病院につながるとか、司法書士のほうにつながるとか、そういったことも事業として実施をしております。

また、今、特別区さんですとか立川競輪さんのほうもおっしゃってございましたけれども、私どもも競技の横並びの動きとしまして、2月1日よりポイント制度については指針を新たに作成いたしまして、大幅に制限をかけているところでございます。

ボートレースにつきましては、インターネットのポイントだけではなくて、各レース場でのキャッシュレスシステムでのポイント付与等々についても、同様にその付与のタイミングですとか、そのつけたポイントについては、舟券の購入につながらないようにといったポイントの使い方ということを、今まで、1月までためていらっしゃった方もいらっしゃいますので、一応、1年間という部分の中での移行措置を経てという形になりますけれども、恐らく令和9年度からはそちらについては私どもについても、舟券の購入はできないような形で、システムの改修等々を進めていくということが決まっております。

そうですね、それ以外につきましては、あと特別区さんのほうで、顔認証ということでもう実施をされているところでございましたけれども、私ども、モーターボート競走団体のほうでも、何度か検証のほうを行っておりますけれども、現状、まだマスクを使われている方も多という部分も含めると、AIの能力というのがなかなか、もともとのシステムが欧米人をターゲットにしたAIが主流だったという部分もありまして、なかなか我々アジア系の人間がAIにやったところ、実際にその目だけ、目の部分だけではなかなか年齢が一致しないというところもありまして、これについて、引き続き、私どもも研究を進めているというふうに、中央のほうからは説明を受けております。

こういったのも、各レース場で実証実験を行うという部分に関しましては、各場も選定された場合には、全面的にそこについては協力していくというのは、各レース場の体制も同様となっております。

簡単ではございますが、以上になります。

○真田委員長 福永委員ありがとうございます。

それでは続きまして、東京都遊技業協同組合の小島委員、お願いいたします。

○小島委員 東京都内のパチンコホールからの、この依存症に対しての取組をご報告します。

まず、28番になってはいますが、関係事業者の取組ということで、我々、安心パチンコ・パチスロアドバイザーということを行っております。これは一口で言うと、パチンコ業界というのは、やっぱり対面商売でありますから、その特性を生かして、業界独自の依存症対策として、2017年から講習会を実施しております。これは、日常接しているお客様に対して、従業員が依存問題の正しい基礎知識を習得した上で、適度な

遊び方や、基礎知識を習得した上で、適度な遊び方や依存かもしれない不安を感じている方に対して、各専門機関などの紹介などを行って、お客様、ご家族が安心できるホール環境づくりに努めております。

令和6年度は257名が受講して、アドバイザーの人数は518店舗で4,197名となりました。また、令和7年度は140名が受講して、アドバイザーの人数は507店舗で4,337名となりました。

ご存じのように、パチンコ業界は、この依存対策の実施以来の機械規則の改正というものが行われて、著しくその社交性を極度に抑制されたという影響もあって、ホール数が非常に激減しております。そんなことから、この店舗数がずっと減っているというような状況が続いております。

それから、今後の方向性ですけれども、引き続きこの講習会2か月から3か月に1回、講習会の開催を予定しております。

それから続きまして、お客様の予防対策で、予防施策ですけれども、自己申告・家族申告プログラムの導入促進事業を行っております。これはお客様自らの意思で遊技金額の上限や遊技回数、入店制限などを申告することができて、また、本人の同意がないご家族の申告についても、ホールで入店制限をかけることができる制度で、これは2020年度から開始しております。

この制度につきましては、518店舗中473店舗、90.3%が導入されております。令和7年度におきましては507店舗中、472店舗、93.11%で導入しております。

現在、島しょ部、あるいは中小零細店が未導入のため、引き続き導入促進を図っている状況でございます。

続きまして、法令遵守のための施策です。

お客様として、18歳未満の立入禁止の防止事業を行っております。これはもう従前から、法令に基づいて18歳未満は立入禁止になっておりますけれども、そのステッカーを表示する義務がありますけれども、18歳未満を客として立ち入らせることは禁止行為となっているので、確実に法令を遵守するため、年齢確認シートの掲示や、あるいは従業員の巡回などを行っております。

これは、令和6年度、令和7年度とも全ホール、店舗で実施しております。

続きまして、専門機関の支援について、認定NPO法人ワンデーポートというところがあります。この支援事業を行っております。これは、当施設の掲げる個別の背景に着目して、個別の課題に即した支援を提供するという理念に共感して、これはもう2009年度からスタートをしている活動です。

令和6年度には300万円の寄附、そして、令和7年度には引き続き300万円の寄附をして、今後も継続をしていく予定です。

続きまして、これも関係事業者の専門機関の支援となりますけれども、認定NPO法人

リカバリーサポート・ネットワークへの支援事業です。同法人の設立時から様々な支援をしておりましたが、依存症対策基本法の施行を控えて、相談件数の急増及び相談時間の延長などで資金繰りに苦慮していたため、2017年度から寄附活動を強化しております。

令和6年度には500万円を寄附。また、令和7年度にも500万円を寄附。今後も継続していく予定です。

それから続きまして、広報・啓発です。

このNPO法人リカバリーサポート・ネットワークのその周知事業として、この法人の相談窓口の存在を普及するため、ポスター、ステッカーをホールの店内、ホールのトイレが店内に掲示したり、またはホールが折り込みチラシや駅貼り広告を実施する際には、必ず「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」の共通標語と併記して、普及活動に努めております。

これも全ホールで実施中でございます。今後も継続していく予定です。

それから、これも広報・啓発活動ですけれども、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」の設置事業というものを行っております。これは、各店舗に「安心パチンコ・パチスロリーフレット」設置して、自己診断のチェックや電話相談室、自己申告・家族申告プログラム、それから精神保健福祉センターなどへの支援機関をご紹介しているパンフレットを設置しております。

これは、全ホールで令和6年、令和7年度も実施して、今後も実施していくつもりでございます。

続きまして、当事者支援です。

先ほどご紹介したNPOワンデーポートへの入所者の費用支援事業です。これは、同施設への入所希望者に対して面接を行って、初動1か月分の入所費を全額助成しております。1人当たり15万円で、これ令和6年度は1人当たり15万円で、5名で75万円。それから令和7年度は1人当たり15万円で、2名の入所者があって30万円の寄附をしています。

今後の方向性ですけれども、ここ数年、入所者が減少していますけれども、今後とも継続を予定しております。

続きまして、これ、当事者支援になります。

先ほどのNPO法人ワンデーポートの入所者の卒業生及びその社会参加を支援する事業として、毎年、社会福祉法人日本心身障害児協会、島田療育センターの「わいわい祭り」、これは重度障害者の施設でございます。ここに当組合有志を中心とした、「島田療育センターを守る会」がボランティアとして、もう三十数年にわたって参加しています。そういった場に、ワンデーポートの入所者及び卒業生お呼びして、共々にボランティアに参加することで社会参加の機会を提供するほか、支援される側から支援する側に回ることで、やりがい、達成感などを感じてもらえ、自己肯定感の醸成に寄与することを目

指しております。

令和6年度は、ワンダーポートの関係者10名を含んで、当組合有志が86名参加しております。令和7年度は、ワンダーポートの関係者を3名を含んで、当組合有志のボランティア81名が参加しております。これは、今後も継続をしていく予定です。

一応、掲示したのは以上ですけれども、そのほかこれ回答の後、間に合わなかったんですけれども、先ほどありました、こういった実施状況が実際にきちんと実装されているのかどうかということの調査を、組合の内部で行っております。これは全国の遊技組合でやったんですけれども、まずこの依存症対策の主要な取組、ガイドラインの入手や内容確認、リカバリーサポートのポスター掲示、安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置、18歳未満の入店禁止、それから、子供の事故防止に関する告知、共通標語の使用、自己申告・家族申告プログラムの導入の実施率、こういった実施率を調べて、全国で大体どこの県でも、また東京都もそうですけれども、90%台の後半を維持して、制度として成熟段階に入っているということをご報告させていただきます。

すみません、以上が遊技業組合からの報告でした。

○真田委員長 小島委員、どうもありがとうございました。

それでは最後に、警視庁から藤崎幹事、よろしくお願いいたします。

○藤崎幹事 警視庁保安課の藤崎です。よろしくお願いいたします。

当庁での取組状況について説明をいたします。

昨年度中のオンラインカジノを含めた、東京都内の賭博検挙状況につきましては、送検数39件でありまして、内訳は、単純賭博が28件、常習賭博7件、賭博場開帳図利が4件ということです。検挙人員につきましては113人で、内訳、単純賭博は62人、常習賭博は30人、賭博場開帳図利が21人となっております。

こういった検挙のほか依存症対策として、Xにオンラインカジノ等に関する広報・啓発を投稿しております。まず民間企業の新入社員を対象に、若年層が陥りやすいオンラインカジノ等の諸問題、違法性の周知や被害防止に向けた法案の設置、それから、大学生に対する特別セミナーとして、オンラインカジノの違法性に関する広報・啓発を実施しております。

警察庁や消費者庁が作成いたしました啓発ポスターをXに投稿して、行政講和を実施した際に配布をして広報・啓発に努めたほか、警視庁管内の各警察署に配布して、各所属において行うキャンペーン等でも配布をして、広報・啓発に努めております。

その他で、風俗営業店等、パチンコ店やゲームセンター等ですね、これに対する一斉立入りをした際にもポスターを配布して、店舗内に掲示していただき、広報・啓発の協力を依頼しております。

引き続き、オンライン活動に関する広報・啓発、違法賭博店の取締りを行い、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進していくと思っております。

以上です。

○真田委員長 藤崎幹事、どうもありがとうございました。

それでは、ここまで関係機関の取組状況をご説明いただきましたが、本議題、議題（１）に関して、委員、幹事からご質問は何かありますでしょうか。

○田中委員 お願いします。

○真田委員長 はい、どうぞ、よろしくをお願いします。

○田中委員 ありがとうございます。皆さんの取組を聞かせていただいてよく分かりました。

いろいろ依存症対策にご尽力いただいていると思うんですけども、まず、研修、皆様が独自になさっているギャンブル依存症の研修に対して、我々、当事者支援をやっている考える会や、家族支援をやっている家族会、こういったものから現状をきちんと発表させていただきたいとか、一緒に取組をさせていただきたいので、こういった研修に何か連携させていただくということが可能かどうか。

また、いろいろな事業者さんがイベントを企画されたり、いろいろなイベントとか動画とかいろいろなものを企画されるんですね。そのときに、イベンターとか委託事業者の人たちにも、きちんと研修を受けてくる、民間団体の意見を聴くみたいなことを条件にさせていただきたいんです。

我々、何人かつながっている芸能人の方たちがいらっしゃって、その方たちに、例えば、競艇とかそういったところでこういうイベントがあるから、どうだいみたいなことで話が来て、私のところに連絡が来て、田中さん、こんな話があるんですけどとかと言って。そのときに、「じゃあ私たちのノベルティを配るとか、一緒に連携させてもらえないですかね」みたいなこととかを言っても、もうイベンターが、ギャンブル依存症のことに取り組むなんて言うと、もう絶対、事業者が反対するというのを頭から決めてかかって、絶対に一緒にやらせてくれないんですね。

なので、そういったことがないように、事業者の方たちにもちゃんと研修を受けていただきたいというふうに思っています。

また、ギャンブル依存症というのは誰でも発症する可能性があるもので、現在、もう全ての公営競技、またパチンコ事業者、また警察官の方たち、もちろん医療の関係者、全ての人たちにギャンブル依存症問題が起こるわけですね。そうすると、その事業者の皆さんたち、研修を受けていらっしゃるっておっしゃいますけど、ほとんど分かっていないんですよ。

それで、お金を貸しまくったりしていると、急にその家族に取立てを強要したりとか、あとはもうすごい被害者意識で私たちに食ってかかってきたりとか、今も１件、競馬でやっているんですけども、そこでは、私たちの団体に、休職の傷病手当を借金の返済の、こちらの借金の返済に回してもらって、入院費はそっちで負担できないかとか言ってくるんですね。

なので、本当に事業者の皆さんが全く理解していないというのが現実なんです、ギャ

ンブル依存症に関して。なので、一度きちんと私たちの取組なんかも理解していただきたいなというふうに思っています。

あと、警察官の方も、本当正直、いろいろな不祥事が起こっていると思うんですけど、ああいうニュース報道なんかがあると、大抵、私たち、家族から相談を受けていて、ああ、捕まったみたいな感じになるんですけども。本当になかなか回復につなげることができない職業の一つなので、ぜひ一緒に、自衛隊なんかもそういう問題が、同じような問題があったんですけども、自衛隊も本当に大規模に一緒に取組をさせていただいて、大分様子が変わってきたことがありますので、ぜひそういうふうにさせていただきたいなというふうに思います。

あと、これは事業者の皆さんに申し上げても難しいのかなというふうに思うんですけど、顔認証といっても、今の子どもたちはあんまり現場に行ってもやるわけではなく、アプリでやっているの、アプリを子供たちが親の身分証明書を使ったり、親の口座を使ったり、親のクレジットカードを使ったりして被害が拡大しているんですね。ですので、きちんと身分証明というか、本人確認をもっと強化していただきたいんです。

さらには、すごく多額の現金ががらがら引き出されたら、その連絡がちゃんと名義人のところに行くとか、そういうような仕組みをつくっていただかないと、本当に親の口座がすっからかんになってから気づくみたいな現状になっているので、しかもそれを訴えても全然改善されない。特に競輪のアプリ、ひどいのがあって、本人名義でもないクレジットカードを登録して、使ってしまうみたいなものがあるんですよ。というのがあって、そういうアプリの本人認証のほうをもっと強化していただきたいなと。これを東京都の会議で言ってもしょうがないかもしれないんですけども、私たちとしては思っております。

以上です。なので、こういう研修とかを一緒にやらせていただけるかどうかというのが質問なので、事業者の皆さんとか関係者の皆さん、ご回答いただけたらというふうに思います。

○真田委員長 田中委員、ありがとうございます。

今、連携の話が出ましたけど、関係事業者との連携の取組については、この後、議題（２）で取り上げる予定ですので、そちらで今の教育のところですか、取り上げたいと思います。ありがとうございました。

○田中委員 お願いします。

○真田委員長 ほかの委員から、この議題（１）に関して、ご質問はいかがでしょうか。

○小川（江）委員 質問、いいですか。

○真田委員長 小川委員、よろしくお願ひいたします。

○小川（江）委員 東京都社会福祉協議会の小川と申します。質問をさせていただきます。

今回、初めてでしたので、状況が分からないので教えてほしいということになります。資料の中で、精神保健福祉士センターのギャンブル等依存症の相談が、５年から６

年にかけて大幅に増えているという数値があったかと思います。資料2の3ページでし
ょうか。

それとか、先ほど、警視庁の方がお話しいただきました賭博の検挙数も、9件から3
9件に今年、増えているということなどがありましたけれども、何かその原因とか背景
等について、もう少し教えていただけたらと思います。

○真田委員長 今の小川委員からの質問ですが、まずは井上委員からよろしくお願
いいたします。

○井上委員 私、多摩総の井上のほうからよろしいでしょうか。

やはり、ご指摘のように、依存症に関する相談の内訳の中で、一番多いのがアルコ
ール依存なんですけれども、着実に増えているという状況にあるのがギャンブル依存症に
関わる相談という体になっているかと思います。

その内容というのも、やっぱり時代とともに少し変化が見られていて、ご報告の中
にもあったかと思うんですが、一時、すごくメインストリームであったところパチンコ・
パチスロというところは、店舗のほうも大分少なくなったというような状況を受けてと
いうこともあるかと思うんですが、規制の強化というところの影響もあるかと思うん
ですが、減少傾向と。

あと、各団体の方が盛んにおっしゃっていたように、公営ギャンブルに関しては、コ
ロナ禍の間にネットの投票権が著しく普及したと。その辺の影響もあって、非常に増加
しているという、そういった印象がございます。

あと、カテゴリーとしてはゲーム障害には属するものの、オンラインゲームのガチャ
というくじ引式のアイテム購入の手法があるかと思うんですが、その問題がやはり、こ
のところかなり増えつつあるというような印象を持っているところです。

というところなので、増える原因としては、その辺の内容が相まって増えてきている
というふうな認識として、受け止めているというような回答となるかと思います。

以上です。

○真田委員長 井上委員、ありがとうございます。

小川委員、よろしいでしょうか。

○小川（江）委員 はい、ありがとうございます。

○真田委員長 それでは、議題（1）に関して、ほかの委員からの質問はいかがでし
ょうか。

どうぞ。

○小川（美）委員 全国ギャンブル依存症家族の会の小川と申します。

2件ご質問があるんですけれども、まず1件が、警視庁の方にご質問なんですけれど
も、まず賭博罪のほうで検挙数が上がっているということのを伺ったんですけれど、ギ
ャンブルが原因で起こっている窃盗とか横領とか、そういったものの数は把握されてい
るのかということ。あとは把握されていたらそちらも教えていただきたいと思ってお

ます。我々の相談会のほうでは、半分が犯罪がらみになっております。この辺りはどう思っていらっしゃるのか、どういう数を把握されているのかというのを教えてください。

それからもう一件なんですが福祉局さんのほうに質問で、今年の5月から、LINE相談を始めたというお話があったんですけども、こちらの相談件数、その後、どうなっているのかということと、どのぐらい年齢層が質問をされているのか、その後、どういうふうにつながれているのかというの、そちらを教えてくださいたいです。よろしくお願いたします。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、警視庁の藤崎幹事、よろしいでしょうか。

○藤崎幹事 警視庁の藤崎です。

先ほどお話をした賭博件数が増えていることにつきましては、やはりオンラインカジノが社会問題化して、それで検挙数が増えたというところになります。

あとそれと、先ほどの変化もあっていろいろな事案が起きていることにつきましては、当課においては、その数等については把握しておりません。

以上です。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは続いて、こころのLINEのほうに関して、こちらは事務局からお答えできますか。

○事務局 こころのLINE相談につきましては、事務局のほうから回答させていただきます。

LINE相談の件数については、今年の10月頃の時点の状況にはなるんですが、依存症以外の全ての相談も含めて、全体で2,000件を超える規模の相談を受けているところがございます。

そのうちの相談内容で依存症に関するものとしましては、依存症に関する相談がメインの主訴であることと、あとメインの主訴ではないけれども、副次的に依存症の問題が含まれているものも含めて、アルコール等のほかの依存症も含めた件数で、おおむね30件というところなんです。

依存症に関する相談の詳細ですとか年齢に関しては、今確認しているところで、本日お答えできなくて申し訳ないんですけども、状況としては以上になります。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○真田委員長 それでは続きまして、議題(2)に移りたいと思います。

議題(2)は、事業者と連携した依存症対策の取組についてです。まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。それでは、資料4のほうをご覧ください。

議題(2)が、関係事業者と連携した取組についてということでございまして、まず、資料のほうをご説明いたします。

ギャンブル等依存症対策基本法では、ギャンブル等の事業を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策への協力と、事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めることを定めております。

また、東京都のギャンブル等依存症対策推進計画におきましても、「関係事業者の取組」を主要な取組の一つとして、今後の取組の方向性について計画のほうで示しているところでございます。

先ほど、議題(1)のほうでもご説明いただきましたとおり、各事業者様におかれましても、非常に多岐にわたる依存症対策の取組を実施しているところでございますが、これまでの取組に加えまして、東京都や支援団体などと連携をして、さらなる取組を進めていけないか、また、どのような取組が今後考えられるかということにつきまして、本日、この会議の場で議論をしたく議題として取り上げることといたしました。

資料のほうには、今後の取組として考えられる具体案というところで、幾つか記載しております。書いてある内容の中では、もう既に先ほどの説明で一部実施しているようなこともございますが、まず資料のほう読み上げさせていただきます。

まず一つ目としては、普及啓発や情報提供に関する取組といたしまして、場内や店舗、あと各事業のウェブサイトですとかそういったところで、都の相談窓口や医療機関、支援団体、回復支援施設などに関する情報を周知していく。

また、2番目として、早期対応・相談につなげるための取組としては、場内における出張相談の開催ですね。そこに支援団体ですとか回復支援施設ですとか、精神保健福祉支援センターなど、様々な支援者が参加するような形で今後、開催できないかということ。

また、三つ目の情報発信に関する取組といたしましては、各事業者が設置する相談窓口に関する情報ですとか、取組を行われていきますアクセス制限に関すること。また、治療の費用負担ですとか、そういう費用負担に係る取組など様々、行っていることについて、例えば今後、開設するポータルサイトを通じて情報発信をしたりですとか、それ以外でも、都が実施するイベントですとか機会を通じて、周知していけないかということ。

あと、4番目では、情報共有・連携体制の強化といたしまして、都や各事業者の取組事例について集約し、都・支援団体・事業者間で報告や助言を行う機会を設定するというので、本日のこの会議も、まさにこちらに該当するような取組ではございますが、こういった機会を、今現在、年1回ということにはなっているんですが、ほかの機会を通じて、そういう場を設定していったらいいのではないかとということで記載しております。

また、先ほどこちらに加えまして、田中委員からのご発言がありましたとおり、各事

業者で行っている研修の取組ですね、そういった部分で、支援団体と一緒にやっていてはどうかということ、さらにここに付け加えさせていただきたいと思います。

また、こちら2ページ目のほうでは、ご参考といたしまして、東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の中で、関連する部分の記述を抜粋して載せております。

ただいま、ご説明しました資料に記載している具体的な案、また、それ以外でも考えられることですか、ご意見をいただけますと幸いです。

事務局の説明は以上になります。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほど議題(1)のところ、田中委員から提案がありました研修等なんです、これは田中委員、実際に今、あれですか。本日出席されている委員、もしくはその団体と、実際に家族会等で研修と一緒にやっているというようなどころはどこにありますか。

○田中委員 ないです。ギャンブル依存症の研修ですよ。

○真田委員長 そうですね。

○田中委員 それは一緒にやったことはないです。啓発事業は立川競輪さんとか、京王閣さんと一緒に、場内のお客さんに向けてやらせていただいたことはありますけれども、それ以外は全くないです。

○真田委員長 ありがとうございます。

今、この資料4の今後の取組②のところですね。場内における出張相談という形で、これまでやられているということですが、先ほどの田中委員の発言は出張ももちろんいいでしょうけど、その前の研修をほかの団体と一緒にできないかということですが、具体的にはあれですか、田中委員、例えばどの団体とか、先ほどあったのがあれですか、警視庁ですかね。

○田中委員 まず本当に事業者の皆さんが、ギャンブル依存症のことを正しく理解しないと対策も打てないと思うんですね。なので、きちんとそのギャンブル依存症の、そして民間団体がどういうことをやっているのか。民間団体って物すごく多岐に、ありとあらゆることの対策を担わなければいけない状況になっているので、そういったことを軽減していくためにも、どういったところをやっちゃいけない、例えば、場内のイベントで子供向けのものはやらないでほしいとか、そういうようなことをきちんと研修とかでやりたいんですよ、お伝えしたいんです。なので、そういった職員の人たち向けに、まずギャンブル依存症の民間団体からのお願いとか、そういったことをきちんと理解してほしいなというふうに思っています。

お医者さんと呼んだ研修みたいなことってされていると思うんですけど、そのお医者さんがやっていることとか弁護士さんがやっている任意整理とかって、点なんです。そうじゃなくて、総合的に全てを面で担っているのが民間団体なので、ぜひ民間団体の取組ということ、事業者さんたちにちゃんと理解してほしいというふうに思っています。

す。その上でなければ、ギャンブル依存症対策ということの構築というのができませんんじゃないかなというふうに思っています。

あとは、職員の皆さんにもギャンブル依存症問題が起きますから、本当に大変なんです。なので、そのときにちゃんと理解していただけるように研修させていただきたいなというふうに思っています。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、本日ご出席の委員の方にお伺いできればと思いますけど。

山下委員、今の田中委員からの提案なんですけどいかがでしょうか。

○山下委員 特別区競馬組合の山下でございます。

現状、職員向けの研修というのを必ず年間1回はやっておりまして、田中委員がおっしゃったように、お医者さんですとか弁護士さんと呼んでのお話を伺うという機会を必ず設けまして、職員は依存症について正しく理解できるようにということで、継続して実施をしているところでございます。

ただいまのご提案につきましては、講演会というような形でやっていただくということなんでしょうかね。

○田中委員 講演会でも事例検討会でも何でもいいですけども、それも話し合いながら、こんな形でやったらどうかということをやらせていただけたらなというふうに思っています。

○山下委員 そういうご協力も得られるということであれば検討はしたいと思えます。

○田中委員 ぜひその対策のところを知っていただきたいなというふうに思っています。

○山下委員 はい。今後、検討ということで、本日の回答とさせていただきます。

○真田委員長 ありがとうございます、山下委員。

それでは、福永委員、いかがでしょう。

○福永委員 ポートレースの団体でも、ギャンブル依存症予防回復支援センターを中心に研修のほうを、中央のほうでも毎年1回以上、それから各地区で、実際に支援センターの人間が行って、各施行者、職員向け、警備担当者を含めて研修を行っております。

その研修の内容につきましては、先ほどのサポートコール、こちらで実際にご相談内容を、いろんな事例が挙がってきておりまして、そちらの内容について何件かをピックアップして、じゃあ実際に本場にご来場された方が、例えば入場禁止登録してほしいとかいうときにはどういった対応をすればいいのか。それから、本人は勝手に行ってしまうけれども、ご家族がどうやったらその本人が入場を禁止できるようにするのかとか、あとはインターネットでの購入制限をポートレース振興会のほうに申請するためにはどうすればいいのかといった具体的な事例を研修の材料として使って、実際に研修を行っております。

今後の研修の協力等々につきましては、私も一つ、六市組合という一つの施行者の一職員でございますので、こちらについて今いただいた話につきましては、また中央団体

のほうに一旦、戻した上で、業界として検討した内容のご回答になろうかと思しますので、現時点では、検討だけさせていただければというふうに回答させていただければと思います。

以上です。

○真田委員長 ありがとうございます。

福家委員、いかがでしょう。

○福家委員 今、他の事業者さんからもありましたとおり、私個人としては、全然そういう研修をやらせてもらって、知ってもらおうということは大切だと思っていますので、研修会、最低年1回やっているのは、競輪施行者を統括する全国競輪施行者協議会というところがありますので、そこには私からも言っておきます。

やっぱり、先ほど、田中委員がおっしゃっていましたが、イベント業者は知らないって言って門税払いみたいになっちゃうってあるんですけど、それでも、最終的にやっぱり施行者が事業を発注しているわけですから、うちの立川競輪で言えば、当然、施行者がその事業内容を知っているわけですから、そういう話があれば当然、実績、前に田中委員ともいろいろやらせてもらったけれども、断ることはしないんですけど、もしかするとやっぱり、そういうところも少し意識がまだ不足している施行者もいるのかもしれないということですから、今、田中委員がおっしゃったように、そういうしっかりと研修会をして、事例を発表してもらおうとかそういうのはいいのかなと思っていますので、上部団体のところにはそれをやるようにということで、私のほうからもお話をしたいと思っています。

以上です。

○真田委員長 ありがとうございます。

それではもう一人。

○田中委員 ありがとうございます。

○真田委員長 小島委員はいかがでしょう。

○小島委員 我々パチンコの場合は対面商売なので、やはり一番最初にそういった従業員の教育ということに着目して、先ほどご紹介した、安心パチンコ・パチスロアドバイザーということで5,000人近いアドバイザーを育てています。

今、こうやって依存症の問題がいろいろと議論されるようになるもう、今から二十数年前に精神科医の西村さんという方を中心に、先ほどのリカバリーサポート・ネットワークという電話の相談コーナーをつくり、それからまた、ワンデーポートという、これは当事者支援の団体の中村さんという方が設立したところですけども、この方も政府のほうのこういった委員に、この前の時期ぐらまで委員を務めておられた、そういった専門の方です。そういった方々と密接に、こういった依存症対策というものをずっとやってまいりましたので、我々としてはやっぱり、ここの今の形をより強固に進めていきたいというふうに思っています。

それから、私たち自身も、こういった当事者、そういった依存になった方々と一緒にやっぱりその問題解決の道ということで、先ほど言ったような、支援される側から支援する側に、そういう形での運動に取り組んでいますので、そういったことで言うと、今までの、これはエビデンスの問題がいろいろとあると思いますけど、我々はやっぱり個別の問題に、やっぱり個別、個別、そのなっていく過程というのは、やっぱりそれぞれいろんな背景というのが個別にあるんだらうなという考え方がやっぱり根底にありますので、我々としてはそういったような形で、今までのやり方で進ませていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○真田委員長 ありがとうございます。

あとは、警視庁の藤崎幹事はいかがでしょう。

○藤崎幹事 警視庁保安課の藤崎です。

当課は、警視庁保安課は、賭博事犯の取締りを主管している部署でありまして、昨年度、11月にギャンブル依存者の治療に力を入れている、国立病院機構の久里浜医療センターですね、こちらで捜査員に対する研修会は実施しております。

この目的は、ギャンブル依存症を正しく理解し、摘発したかつての利用者が再犯防止につなげるということのを目的としております。

この研修では講師を務めてくれた院長が、ギャンブル依存症の特徴についてお話を伺ったり、あと依存症を判別するチェックシートの使い方などを学んでおります。

取締りの際には、このチェックシートを使用して、依存症と思われる者には医療機関等による治療を促したり、相談窓口を情報提供するなど、再犯を防ぐ対策も進めているところです。

ただ、今回の研修につきましては、あくまで捜査員の取締りをする上で、依存症のメカニズムを学ぶために行ったものでありまして、捜査員の育成等を考えますと、現段階は他の研修は考えていないところであります。

以上になります。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、この議題（2）に対して、全体でまた何かご質問、ご意見があればお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○奥西委員 東京司法書士会の奥西といいます。

我々、東京司法書士会も、いろいろギャンブル等の依存症対策ですとか、あるいは多重債務に関する対策ということで、いろいろな事業を試みたり、研修をしてみたりということをしているんですけども、先ほど、小川委員と田中委員のほうからいろいろな事例をお伺いできて、そういった事例をいろいろ我々の会員にも、先ほど田中委員が我々の関わり方が点になってしまっているというようなご指摘をいただいているかと思うんですけども、それを深く立体的に理解するためにも、様々な事例を多角的に見さ

せていただきたいなというふうなことを思っています、ぜひ我々のほうでもいろいろな研修を企画したり、事例検討会を企画して、皆様方と協力して、共同してやっていけるようにしたいなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

○真田委員長 奥西委員、どうもありがとうございました。ぜひ進めていただければと思います。

小川委員のほうから、質問をよろしく願いいたします。

○小川（美）委員 ギャンブル依存症家族の会の小川でございます。

質問が2点ございまして、1点が、東京都さんのほうに質問をさせていただきたいんですが、民間団体への助成金を東京都はつけていらっしゃらないんですかね。そちら今度の、次回の年度ではどのような予算編成になっているのか。私たちの支援も考えてくださっているのか。もう毎年、こちらから訴えはさせていただいているんですが、委員の方が替わるたびにやはりリセットされてしまうという現象が起きていまして、とても困っておりますので、こちらのほうのご回答をお願いしたいということ。

あと、もう一件も東京都さんに対してのご質問なんですけれども、まず、私、子供が、上の子が今、大学生なんですけれども、高校のときに、やっぱり依存症の問題というのを学校で勉強するという機会が始まったというのを見て、とても喜んだんですが、本人に聞いたら、やっていないと言うんですね。やはり高校によってはやっていないんです。中学校でもやはり地元の議員さんなんか聞いても、全部でやっているわけではないと聞いています。薬物のことは必ずやるけれども、でもギャンブルのこととかそういうのはやりませんという学校があると聞いています。こちらを徹底していただきたい。

中学校、高校、やはりもう高校の、終わったらもう19歳、18歳になったらもうカードが作れてしまうんですね。もう18歳に4月からなってしまう子がいるんです。そうするとカードが作れて借金ができるようになってしまいます。ですから早いうちに、ぜひ研修を必ず徹底していただきたい。そちらをぜひお願いいたします。こちらのご回答をお願いいたします。

○真田委員長 それでは、事務局から今の質問2点。

○新田幹事 私のほうからお答えさせていただきます。

一つ目の予算につきましては、直接、団体さんにお金を補助するという経費については、来年度は積んではおりません。ただ、今年度やらせていただいたように、啓発週間等の機会を活用した民間の団体さんと連携をした相談会、そういうような形で、民間団体さんとの連携は、今後もさらに強めていきたいと思っていますので、冒頭、その啓発週間だけではなくてというお話もありましたけど、今年やらせていただいて、いろんな課題ですとか、もうちょっとこういうふうにしたほうが良いというところが出てきましたので、そこも踏まえて、引き続き連携は強化していきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

あと、学校の教育の話なんですけれども、私立学校ですとかいろいろあると思います。

教育庁の取組につきましては、この冊子等にも書かせていただいているんですけども、その辺の状況については、我々からも改めて関係の部署のほうに確認をしたいと思っています。

生文さんのほうで何か分かりますか。生文は、そっか、私立関係については、今日は分からないですね。その辺、教育庁さんとか生文さんのほうで、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○山崎課長代理 生活文化局の山崎と申します。本日、幹事の阿部のため、代理で出席させていただきます。

生活文化局ということでお話をいただきましたが、当方は消費生活部から出席させていただきます。私立学校の教育については私学部が所管しております関係で、私学の中学や高校でどのような対応をしているのかということについては把握しておりません。お役に立たず申し訳ないのですがその点は分かりかねるところでございます。よろしく願いいたします。

○興梠幹事代理 教育庁の興梠と申します。本日、課長が別件対応のため、代理で出席させていただきます。

都立学校のほうでは、学習指導要領に基づいて対応しております。学習指導要領、保健の中に、精神疾患の予防と回復という項目がございます。その中で、様々な依存症、アルコール、薬物などの依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加、習慣化する裨益行動になる危険性があり、日常生活に悪影響を及ぼすことに触れぬようにするというようなことがございます。

それぞれ学校のほうで、この学習指導要領に基づいて授業されているものと認識しておりますが、毎年、高等学校の保健体育課の主任を集めた研修会の中で、ギャンブル依存症等につきましても取り上げさせていただきます。しっかり学校のほうで教育いただきますよう連絡をしているところでございます。

引き続き、そうした取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○真田委員長 どうもありがとうございました。

そのほか、議題（２）に関して、ご質問等がありますか。

○田中委員 すみません、よろしいでしょうか。

○真田委員長 どうぞ、はい。

○田中委員 今教育庁さんのご発言があったんですけども、たしか今回、八王子の中高生がオンラインカジノをやりたさにチケット詐欺を働いたみたいなことで、ニュースにもなっていたはずなんです。こういう事件があったときに、都内の中高生に対して何か啓発活動とか、そういったことを一緒にやらせていただくということはできないのでしょうか。

この事件に対して、東京都の教育委員会ではどのような対策を、今後、再発防止策と

してどのようなことをされたのか、何かございましたら教えていただけますでしょうか。

今、本当にもう高校生・中学生、オンラインのギャンブルに関して待ったなしの状況になっているので、この会議で、いつもすごくこう思うんですけど、毎年毎年同じことを議題で話し合っているのではなく、きちんと何かを前進させていかななくては意味がないのではないかというふうに思っています。

我々、現場感と全く乖離してしまっているという状況があって、特に教育の問題というのは、本当に待ったなしではないかなというふうに思っているのです。この事件があった後、どのように対応されたかということと、こういう事件があったときには臨機応変に我々と何か研修なんかができないのかということ、ご質問です。

○真田委員長 教育庁のほう、いかがでしょう。

○興梠幹事代理 教育庁ですけれども、それぞれ学校におきまして所管課がございます。都立高校であれば、我々、教育委員会ですけれども、八王子市の中学校等であると、そちらのほうの教育委員会が所管という形になります。

今回、今、ご連絡いただいた件につきまして、都の教育委員会のほうで何かやったというようなことは把握してはおりません。

以上でございます。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかご質問はありますか。

はい、どうぞ。

○小川（江）委員 東京都社会福祉協議会の小川と申します。

今日、お話を伺っておりまして、このギャンブル依存症という課題の大変大きさですとか、それからこの取組には様々な関係者が連携して取り組んでいかねばいけない、重要な課題なんだなということ認識したわけなんですけれども、今日の中で、早期発見とか予防というところを考えるとまいりますと、やはり福祉分野の様々な課題の背景に、このギャンブル依存症があるというようなことがたくさんあるかと思うんですけれども、今日、東京都さんのほうからご提示いただいている資料の中で、いろんな取組の中で、福祉の分野ですと、やはり区市町村単位で様々な相談機関があったり、また、いろいろな民間の私どもは社会福祉協議会という立場ですので、いろいろな地域の活動をしている人たちなどが、そのような背景のある方々のことに触れること、ご相談とまでいかななくても、そういう人がいるんだなということに触れることがあるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった広くその研修といいますか、特に相談機関、区市町村も含めた福祉分野の関係者への研修、また、広い地域福祉に関わる方々への啓発とか研修みたいところというのは、今、どのように東京都さんのほうで取り組んでいらっしゃるのか、教えていただけたらと思いました。

今、この資料、3の資料の12番ですかね、3ページ目のところの研修が、精神保健福祉センターさんのところで実施されているということが書いてあるんですけども、こ

の参加者の人数でいくと、都内全域の中では、やはりそんなに多い人数ではないのかなというふうにも思っていて、ご質問させていただきます。

○真田委員長 事務局のほう、お願いします。

○事務局 ご質問ありがとうございます。

今、ご指摘のありました、広く福祉の関係者に向けた研修につきましては、まさに資料3の12番に記載しております、依存症支援者研修事業として行っております。その対象者としても、依存症の相談に現に深く関わっている方だけではなく、通常の業務の中で、依存症の問題を抱える人にも接する可能性のある方ですとか、広く参加者は設定して、毎年開催している状況です。

こちらの研修については、地域生活支援研修という名目で、オンラインで開催しておりますので、定員も結構多く、多く受けていただく研修ですので、引き続き、広く周知を進めることで、たくさんの方に受講していただければと思っております。

○小川（江）委員 ありがとうございます。

福祉分野でも、専門的な治療とか、そういうところの相談につなげる前の一時的な相談を受ける人が多くなっているかと思うので、私どもも広く周知していけたらと思えました。ありがとうございました。

○真田委員長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

○新田幹事 資料4に今日つけさせていただいたんですけれども、今後、考えられる具体案ということで①から④、あくまでもこれは例なんですけれども、都としても様々な機会を活用して、ギャンブル依存症対策の普及啓発、予防ですとか、回復支援だとか、そういったところに取り組んでいきたいと思っております、それに当たっては、いろいろな関係者の皆様のご協力が必要だと思っております、イベント等の機会を活用して、都だけではなくて支援団体さんですとか、あと回復支援施設もあると思っておりますのでそういったところすとか、あともちろん都の精神保健福祉センターとか、そういったところと連携しながら、それぞれの取組をお互いに共有したり、発信したりとか、それが相談会の機会であったりとかいろいろあるとは思いますが、そういった取組をやりたいと思っておりますので、関係事業者の皆様も、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○真田委員長 ありがとうございます。

それでは時間もありますので、議題（3）がその他ということになりますけど、全体を通して、ご質問やご意見等があればお伺ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○田中委員 よろしいでしょうか。

○真田委員長 はい、どうぞ、田中委員。

○田中委員 東京都のこの関係者会議、これだけの本当にメンバーをそろえて、本当にもう少しギャンブル依存症対策が進まないものかなというふうに、毎回、思っております。

なので、東京都の皆さんも頑張っていたらと思うんですけども、何かお役所の書類ではすごく何かやっているように見えますけど、結局、連携が進んだことって、昨年度、啓発週間の1週間に相談会をやった、民間団体と一緒にやった。その代わり、民間団体の助成金はつけていませんみたいな状況になっていると思います。

なので、もう少しスピードアップして、本当にこの国の若者たちを大人たちが守っていくという意識を持っていただかないと、本当に現実、子供たちがみんなギャンブルで潰れていくような状況になっていますから、その辺の意識。またぜひ皆さん、相談会にいらしてください。私たちの相談会をホームページに公開していますので、事業者の皆さん、東京都の皆さん、歓迎しておりますので、ぜひ相談会に見学に来ていただければなというふうに思っております。

連携の第一歩として、私たちの相談会を、ぜひぜひ見学に来ていただければと思っています。よろしくお願いします。

○真田委員長 田中委員、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○小川（美）委員 先ほどの田中委員のご発言にちょっと追加させていただきたいんですが、私、今年、アルコール連絡会議というものに参加させていただいて、今年初めて、ギャンブル依存症について、私の体験を基にお話しさせていただいたんです。そしたら皆さん、ギャンブル依存症のことは知らなかったというふうにおっしゃっていました。皆さん、いろいろな関係機関の方がいらしていたんですが、知らなかったとおっしゃっていて、目からウロコですというふうに言われたんですね。

やはり相談会のことも田中から発言がありましたが、相談会に来ていただくのとリアルなものが分かると思いますし、このアルコール連絡会議につながったのもその関係者会議を開いている方が家族会のほうに来てくださったんです。ご自身がちょっとギャンブル依存症のことを心配だからということに来ていただいて、その後、私を呼んでくださったんです。

こういった活動で少しずつ皆さんに、ギャンブル依存症というのは普通の人になるんだよというのを分かっていたらいい、そういうふうには思っておりますので、ぜひ自分事として皆さん考えていただけたらと思っておりますし、田中委員も申しておりましたけれども、やはりこのような会議がありましたから、じゃあこれができるということを次回、ぜひ教えていただきたいなというふうに思っております。

ぜひこれからよろしく願いいたします。

○真田委員長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

(なし)

○真田委員長 それでは、そろそろお時間に近づいていますが、本日は皆さんから多くのご意見をいただきました。ありがとうございます。

また、田中委員や小川委員も言われていましたけど、昨年度ですかね、昨年度からこの委員会の委員長をしまして、皆さんから言われていたことで、どうも年度ごとで次の年につながっていないとか、そこら辺のご指摘はいろいろな委員からも僕のほうにも聞いておりますので、そこは、ぜひ事務局のほうも、昨年度で決まったことが、委員が年度が替わって代わるというのはあると思うんですけど、各団体とかにきちんと周知ができていないんじゃないかなとか、それが少し遅いんじゃないかなとかというのは僕は委員長として思っていたので。この決まったことを、ぜひ皆さんに早く周知をしていただくと。その上でまた年度でどういうことをするのかとか、そういうのをちょっと早く皆さんが知るということが大切かなと思いますので。

これ、たしか3か年計画ですよ。ですので、多分、事務局のほう取りまとめとか、そういったことが気になるころだと思んですけど、ぜひ課題のところを、少しこういうところが新たに取り組むとか、まだ課題としてそのまま残っていると、その辺りをちょっと明確にしていればなというふうに思います。

本日はどうもありがとうございます。それでは事務局に進行を戻します。

○事務局 事務局です。

本日、熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。この東京都のギャンブル等依存症対策ですけれども、引き続き、委員の皆様と連携して、スピード感を持ってしっかりと取組を進めさせていただきたいと思います。ぜひとも皆様のご協力を賜れば幸いです。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了とさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

午後0時00分 閉会